

退職金規定

第1条（目的）

この退職金規定（以下「規程」という。）は、労働者の退職金に関する事項を定める。

第2条（適用範囲）

この規程は社員に適用する。

第3条（退職金の支給）

勤続5年以上の労働者が退職し又は解雇されたときは、この章に定めるところにより退職金を支給する。ただし、就業規則第54条により懲戒解雇された者には、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

- 2 継続雇用制度の対象者については、定年時に退職金を支給することとし、その後の再雇用については退職金を支給しない。

第4条（退職金の額）

職金の額は、退職又は解雇の時の基本給の額に、勤続年数に応じて定めた下表の支給率を乗じた金額とする。

勤続年数	支給率
5年未満	0
5年～8年未満	1.0
8年～10年未満	2.0
10年～12年未満	3.0
12年～15年未満	4.0
15年～20年未満	5.0
20年～25年未満	6.0
25年～30年未満	7.0
30年～35年未満	10.0
35年～40年未満	12.0
40年～	15.0

- 2 就業規則第19条により休職する期間については、会社の都合による場合を除き、前項の勤続年数に算入しない。

第5条（退職金の支払方法及び支払時期）

退職金は、支給事由の生じた日から3か月以内に、退職した労働者（死亡による退職の場合はその遺族）に対して支払う。

附 則

（施行期日）第1条 この規程は、令和2年10月1日から施行する。